

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(特定取引を行う者の届出書の提出等)

第十六条の二 法第十条の五第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定取引（法第十条の五第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第十六条の七まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において同じ。）を行う者（特定取引を行う者が特定組合員等（同項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この項、第十六条の八第一項第八号及び第十六条の十二において同じ。）である場合には、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る組合等（法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるものをいう。次号ロ及び第十六条の十二において同じ。））。次号及び第三号において同じ。）の氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

二 特定取引を行う者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの）の居住地図（法第十条の五第八項第七号に規定する居住地図をいう。以下第十六条の五の二まで、第十六条の八第一項第八号イ及び第十六条の十二第十項第一号トにおいて同じ。）の名称及び当該居住地図（外国に限る。）においてその者の納税者番号がある場合には、当該納税者番号イ 当該特定取引を行う者が特定組合員等（法第十条の五第八項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者に限る。イ及び第四号並びに第十六条の十二第十項第一号ロにおいて「特定信託受託者」という。）である場合 当該特定信託受託者

ロ 当該特定取引を行う者（当該特定取引を行う者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとし、当該特定取引を行う者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。第五号において同じ。）が遺産法人等（遺産の準拠法によつて被相続人の遺産が法第十条の五第八項第七号イに規定する法人等とされるものをいう。ロ及び第五号、第十六条の八第一項第八号並びに第十六条の

改 正 前

(特定取引を行う者の届出書の提出等)

第十六条の二 同上

一 特定取引（法第十条の五第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第十六条の七まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において同じ。）を行う者（特定取引を行う者が特定組合員等（同項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この項、第十六条の八第一項第七号及び第十六条の十二第三項第一号イにおいて同じ。）である場合には、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る組合等（法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるものをいう。次号ロ及び第十六条の十二第三項第一号イにおいて同じ。））。次号及び第三号において同じ。）の氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

二 特定取引を行う者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの）の居住地図（法第十条の五第八項第七号に規定する居住地図をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の八第一項第七号イにおいて同じ。）の名称及び当該居住地図（外国に限る。）においてその者の納税者番号がある場合には、当該納税者番号

イ 当該特定取引を行う者が特定組合員等（法第十条の五第八項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者に限る。以下この号及び第四号並びに第十六条の十二第三項第一号ロにおいて「特定信託受託者」という。）である場合 当該特定信託受託者

ロ 当該特定取引を行う者（当該特定取引を行う者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとし、当該特定取引を行う者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。第五号において同じ。）が遺産法人等（遺産の準拠法によつて被相続人の遺産が法第十条の五第八項第七号イに規定する法人等とされるものをいう。以下この号及び第五号、第十六条の八第一項第七号並びに第

十二第十項第一号イ(2)において同じ。)である場合 当該遺産法人等に係る被相続人

三〇五 省 略

六 特定取引を行う者が特定法人(法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の十二第十項第一号において同じ。)である場合には、その旨

七 前号の場合において、同号の特定法人に係る実質的支配者(法第十条の五第八項第五号に規定する実質的支配者をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の十二第十項第一号において同じ。)があるときは、当該実質的支配者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

八 省 略

九 特定取引が令第六条の八第一号チに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

十 特定取引を行う者が令第六条の十四第一項第一号に掲げる者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

十一 省 略

2 前項第二号、第七号又は第九号に掲げる事項(納税者番号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)については、当該納税者番号が、当該納税者番号を発行した国又は地域の法令により報告金融機関等(法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第十六条の八まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において同じ。)に提供することができないこととされている場合には、その旨を記載することにより、それぞれ前項第二号、第七号又は第九号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3 報告金融機関等の営業所等(法第十条の五第八項第二号に規定する営業所等をいう。以下第十六条の八までにおいて同じ。)の長は、特定取引を行う者から法第十条の五第一項の規定による届出書の提出を受けたときは、当該届出書に記載されている事項がその特定取引を行う際にその者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と合致していることを確認しなければならぬ。

4 〆 7 省 略

十六条の十二第三項第一号イ(2)において同じ。)である場合 当該遺産法人等に係る被相続人

三〇五 同 上

六 特定取引を行う者が特定法人(法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の十二第三項第一号において同じ。)である場合には、その旨

七 前号の場合において、同号の特定法人に係る実質的支配者(法第十条の五第八項第五号に規定する実質的支配者をいう。以下第十六条の五の二まで及び第十六条の十二第三項第一号ハにおいて同じ。)があるときは、当該実質的支配者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

八 同 上

九 特定取引が令第六条の八第一号トに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

十 特定取引を行う者が令第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

十一 同 上

2 前項第二号、第七号及び第九号に掲げる事項(納税者番号に係る部分に限る。)については、当該納税者番号が、当該納税者番号を発行した国又は地域の法令により報告金融機関等(法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第十六条の八まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において同じ。)に提供することができないこととされている場合には、その旨を記載することにより、当該事項の記載を省略することができる。

3 報告金融機関等の営業所等(法第十条の五第八項第二号に規定する営業所等をいう。以下第十六条の五まで及び第十六条の八第一項第七号において同じ。)の長は、特定取引を行う者から法第十条の五第一項の規定による届出書の提出を受けたときは、当該届出書に記載されている事項がその特定取引を行う際にその者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と合致していることを確認しなければならない。

4 〆 7 同 上

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第十六条の三 令第六条の三第三項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、同項の報告金融機関等が同項の特定取引を行った者（個人既存特定取引契約者（同条第二十四項第二号に規定する個人既存特定取引契約者をいう。次項及び第九項において同じ。）に限る。）との間で締結している当該特定取引に係る契約に関する次に掲げる書類（いずれも直近のものに限る。）とする。

- 一 当該特定取引に係る契約に係る第三項各号に掲げる書類
- 二 当該特定取引に係る契約の契約書その他これに類する書類
- 三 当該特定取引に係る契約に係る代理権（次項及び第十四項第五号において「代理権」という。）を証する書類
- 四 当該特定取引（令第六条の八第一号イからニまでに掲げるものを除く。）に係る契約に係る資産のうちから継続的に送金（これに準ずるものを含む。）をするための指図（次項及び第十四項第四号において「自動送金指図」という。）に関する書類

2 令第六条の三第三項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、個人既存特定取引契約者の居住地国を示す情報、住所若しくは居所、電話番号若しくは自動送金指図、第十五項各号に掲げる情報又は代理権とする。

3 令第六条の三第六項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げるもの（直近のものに限る。）とする。

- 一 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第七条第一号、第三号及び第四号（同条第一号に準ずるものに限る。）に定める書類（その写しを含む。）であつて、当該書類の提出若しくは提示をした個人既存低額特定取引契約者（令第六条の三第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。以下この項において同じ。）の住居の記載があるもの又は当該書類に基づき行つた確認を記録した書類であつて、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの（同令第七条第一号ハに掲げる書類（国

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第十六条の三 令第六条の三第三項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次に掲げるもの（いずれも直近のものに限る。）とする。

- 一 特定取引に係る契約に係る第三項各号に掲げる書類
- 二 特定取引に係る契約の契約書その他これに類する書類
- 三 特定取引に係る契約に係る代理権（次項及び第十四項第五号において「代理権」という。）を証する書類
- 四 特定取引（令第六条の八第一号イ及びロに掲げるものを除く。）に係る契約に係る資産のうちから継続的に送金をするための指図（次項及び第十四項第四号において「自動送金指図」という。）に関する書類

2 令第六条の三第三項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、同条第二十四項第二号に規定する個人既存特定取引契約者の居住地国を示す情報、住所若しくは居所、電話番号若しくは自動送金指図、第十五項各号に掲げる情報又は代理権とする。

3 同上

- 一 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第七条第一号、第三号及び第四号（同条第一号に準ずるものに限る。）に定める書類（その写しを含む。）であつて、当該書類の提出若しくは提示をした個人既存低額特定取引契約者（令第六条の三第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。以下この号及び次号において同じ。）の住居の記載があるもの又は当該書類に基づき行つた確認を記録した書類であつて、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの（同令第七条第一号ハに掲げる

民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証及び私立学校教職員共済制度の加入者証に限る。以下この号及び第十六条の六第三項第一号において「被保険者証等」という。）及び同令第七条第四号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの又はこれらに基づき行つた確認を記録した書類にあつては、報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から五年を経過していないものに限る。）

二 省 略

4・5 省 略

6 令第六条の第三十一項に規定する総務省令、財務省令で定める場合は、報告金融機関等が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第二十条第一項第二十四号に掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合において、同条第三項の規定により、当該変更若しくは追加に係る内容を確認記録（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第六条第一項に規定する確認記録をいう。以下この項及び第十一項第一号イ(1)において同じ。）に付記したとき、又は確認記録に付記することと代えて、当該変更若しくは追加に係る内容の記録を別途作成したときとする。

7 省 略

8 二以上の者が一以上の他の者との間で締結している特定取引に係る契約は、令第六条の第三十八項の特定取引に係る契約及び既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約に含まれるものとする。

9 令第六条の第三十八項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める法人は、同号口の個人既存特定取引契約者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十一条第二項各号に定める者に該当する場合における当該各号に定める者に係る当該各号に掲げる法人とする。

10 令第六条の第三十一項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、特定対象者（法第十条の五第一項に規定する特定対象者をいう。以下第十六条の六まで及び第十六条の十三において同じ。）の生年月日及び外国納税者番号等（特定対象者の住所等所在地（法第十条の五第二項に規定する住所等所在地をいう。以下この項及び次項、第十六条の五の第二項並びに第十六条の十三において同じ。）と認められる国若しくは地域（

書類（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証及び私立学校教職員共済制度の加入者証に限る。以下この号及び第十六条の六第三項第一号において「被保険者証等」という。）及び同令第七条第四号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの又はこれらに基づき行つた確認を記録した書類にあつては、報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から五年を経過していないものに限る。）

二 同 上

4・5 同 上

6 令第六条の第三十一項に規定する総務省令、財務省令で定める場合は、報告金融機関等が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第二十条第一項第二十四号に掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合において、同条第三項の規定により、当該変更若しくは追加に係る内容を確認記録（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第六条第一項に規定する確認記録をいう。以下この項において同じ。）に付記し、又は確認記録に付記することと代えて、当該変更若しくは追加に係る内容の記録を別途作成したときとする。

7 同 上

8 二以上の者が一以上の他の者との間で締結している特定取引に係る契約は、令第六条の第三十九項の特定取引に係る契約及び既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約に含まれるものとする。

9 令第六条の第三十九項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める法人は、同号口の個人既存特定取引契約者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十一条第二項各号に定める者に該当する場合における当該各号に定める者に係る当該各号に掲げる法人とする。

10 令第六条の第三十二項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、特定対象者（法第十条の五第一項に規定する特定対象者をいう。以下第十六条の六まで及び第十六条の十三において同じ。）の生年月日及び外国納税者番号等（当該特定対象者の住所等所在地（法第十条の五第二項に規定する住所等所在地をいう。以下この条、第十六条の五の第二項及び第十六条の十三において同じ。）と認められる国若しくは地域（外国に

外国に限る。〕として特定された国若しくは地域における当該特定対象者の納税者番号又は内国法人である特定法人のうち当該特定法人に係る実質的支配者（住所等所在地国と認められる国又は地域が外国であるものに限る。〕があるものが有する法人番号をいう。次項において同じ。〕とする。

11 報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。第一号において同じ。〕の特定をした場合において、その保存している記録に、当該特定対象者の生年月日又は外国納税者番号等がないときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める頻度で、当該特定対象者に係る特定取引を行った者に対し、電話、返送を求める書面の送付その他の方法（第一号イ(1)において「電話等」という。〕により、これらの情報を取得するための措置をとらなければならない。

一 当該特定をした日（同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下この号及び第十六条の第十二項第一号において同じ。）に該当しない場合には、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日。以下この項において「起算日」という。）から二年を経過する日が当該特定対象者に係る特定取引に係る契約が終了した日（以下この項において「特定取引契約終了日」という。）後に到来する場合（当該二年を経過する日と当該特定取引契約終了日が同日である場合を含む。）次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める頻度

イ 当該起算日から一年を経過する日までの期間 次に掲げる頻度

(1) 当該報告金融機関等が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第二十条第一項第二十号から第二十四号まで及び第二十六号から第二十九号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合（同条第三項の規定により、当該変更若しくは追加に係る内容を確認記録に付記する場合又は確認記録に付記することに代えて、当該変更若しくは追加に係る内容の記録を別途作成する場合に限る。）において、当該付記し、又は当該作成するために、電話等により当該特定対象者に係る特定取引を行った者に連絡をするとき。

限る。〕として特定された国若しくは地域における当該特定対象者の納税者番号又は内国法人である特定法人のうち当該特定法人に係る実質的支配者（住所等所在地国と認められる国又は地域が外国であるものに限る。〕があるものが有する法人番号をいう。次項において同じ。〕とする。

11 報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。以下この項において同じ。）の特定をした場合において、その保存している記録に、当該特定対象者の生年月日又は外国納税者番号等がないときは、当該特定をした日（同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下この項及び第十六条の第十二項第一号において同じ。）に該当しない場合には、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日）から二年を経過する日までの間、少なくとも年一回、当該特定対象者に係る特定取引を行った者に対し、電話、返送を求める書面の送付その他の方法により、これらの情報を取得するための措置をとらなければならない。

(2) (1)の連絡がない場合には、少なくとも年一回
ロ イに掲げる期間の末日の翌日から一年を経過する日までの期間
イ に定める頻度

二 特定取引契約終了日が起算日から二年を経過する日後に到来する場合
次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める頻度

イ 当該起算日から一年を経過する日までの期間 前号イに定める頻度
ロ イに掲げる期間の末日の翌日から一年を経過する日までの期間 前
号イに定める頻度

ハ ロに掲げる期間の末日の翌日から当該特定取引契約終了日までの期
間 前号イ(1)に掲げる頻度

12 令第六条の三第二十四項第三号に規定する特定取引に係る契約に係る資
産の価額は、外国通貨で表示された資産にあつては、外国通貨で表示され
た金額を、その年の十二月三十一日（その年の同日以外の日又は特定取引
を行つた日その他の特定の日における特定取引に係る資産の価
額を定める規定の適用がある場合には、これらの日）における外国為替の
売買相場により、本邦通貨表示の金額に換算した金額（特定取引に係る契
約に係る資産が電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律
第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。第十六条の七
第一項第二号イ(2)及び第十六条の十二第十三項において同じ。）であり、
かつ、その価額が外国通貨で表示されたものである場合には、その価額を
その表示された外国通貨の金額とみなして、当該外国為替の売買相場によ
り、本邦通貨表示の金額に換算した金額）とする。

14 13
省 略

令第六条の三第二十四項第五号イに規定する総務省令、財務省令で定め
る情報は、次に掲げる情報とする。

一・二 省 略

三 電話番号（外国を登録地とするものに限り、かつ、他に我が国を登録
地とするものがない場合に限る。）

四・五 省 略

15 令第六条の三第二十四項第五号ロに規定する総務省令、財務省令で定め
る情報は、次に掲げる情報とする。

一 省 略

二 報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者の住所

12 令第六条の三第二十四項第三号に定める特定取引に係る契約に係る資産
の価額は、外国通貨で表示された資産にあつては、外国通貨で表示された
金額を、その年の十二月三十一日（同条第二十三項第二号の規定の適用が
ある場合にあつては同号に規定する該当しないこととなつた日とし、同項
第四号の規定の適用がある場合にあつては同号に規定する行うこととなつ
た日とする。）における外国為替の売買相場により、本邦通貨表示の金額
に換算した金額とする。

14 13
同 上
同 上

一・二 同 上

三 電話番号（外国を登録地とするものに限り、他に我が国を登録地とす
るものがない場合に限る。）

四・五 同 上

15 同 上

一 同 上

二 前号に規定する者の住所又は居所以外の場所で郵便物の宛先として指

又は居所以外の場所で郵便物の宛先として指定されている場所（前号に掲げる情報を除く。）

（既存特定取引契約者の任意届出書の提出等）

第十六条の四 省 略

2・3 省 略

4 第十六条の二第四項及び第五項の規定は、令第六条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。

5 第十六条の二第六項の規定は、法第十条の五第二項第一号の特定取引に係る契約を締結している者（内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。）が同条第三項の規定により届出書を提出する場合について準用する。

（特定取引に係る届出書を提出した者等の異動届出書の提出等）

第十六条の五 法第十条の五第四項に規定する届出書に記載された事項に係る同項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 省 略

五 第十六条の二第一項第十号に掲げる事項（令第六条の十四第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかに係る部分に限る。）

2 法第十条の五第四項に規定する異動届出書（以下この項及び第五項並びに第十六条の十三第一項及び第二項において「異動届出書」という。）に記載すべき法第十条の五第四項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、同項に規定する異動を生じた後の第十六条の二第一項各号に掲げる事項及び法第十条の五第四項の規定により異動届出書を提出する者がその異動を生じた場合に該当することとなる前に提出した同条第六項に規定する届出書等（次条第二項、第十六条の十二第十項第一号ト及び第十六条の十三第二項において「届出書等」という。）に記載した事項（その異動を生じたものに限る。）とする。

3 省 略

4 第十六条の二第四項及び第五項の規定は、令第六条の四第一項（第二号

定されている場所（同号に掲げる場所を除く。）

（既存特定取引契約者の任意届出書の提出等）

第十六条の四 同 上

2・3 同 上

4 第十六条の二第四項の規定は、令第六条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。

5 第十六条の二第六項の規定は、法第十条の五第二項の特定取引に係る契約を締結している者（内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。）が同条第三項の規定により届出書を提出する場合について準用する。

（届出書を提出した者等の異動届出書の提出等）

第十六条の五 同 上

一 四 同 上

五 第十六条の二第一項第十号に掲げる事項（令第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当するかどうかに係る部分に限る。）

2 法第十条の五第四項に規定する異動届出書（以下この条及び第十六条の十三において「異動届出書」という。）に記載すべき同項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、同項の異動を生じた後の第十六条の二第一項各号に掲げる事項及び法第十条の五第四項の規定により異動届出書を提出する者が同項に規定する異動を生じた場合に該当することとなる前に提出した同条第六項に規定する届出書等（次条第二項及び第十六条の十三第二項において「届出書等」という。）に記載した事項（その異動を生じたものに限る。）とする。

3 同 上

4 第十六条の二第四項の規定は、令第六条の四第一項（第二号に係る部分

に係る部分に限る。）において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。

5 省 略

（特定取引に係る届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第十六条の五の二 省 略

2 法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、報告金融機関等が保存している記録に追加される情報のうち、届出書等（当該届出書等に係る第十六条の二第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）に規定する他の書類及び法第十条の五第三項に規定する総務省令、財務省令で定める書類を含む。）若しくは当該報告金融機関等による特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定の基因となつた書類若しくはこれらの記載事項のうち次に掲げる事項に係るもの（これらに関して作成された記録を含む。）が真実かつ正確であるものでないことを知り、若しくは知り得る状態であつたと認められることとなり、又は当該特定の基因となつた第十六条の三第十四項各号及び第十五項各号に掲げる情報並びに令第六条の三第十項に規定する総務省令、財務省令で定める情報に関する状況の変化（当該特定対象者の次に掲げる事項に関連し、又は当該事項の内容と矛盾する情報を追加する結果となるものを含む。）を示すもの（当該報告金融機関等が当該情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をする場合には、当該特定をする前における当該特定対象者の居住地図（当該届出書等に記載されたものに限る。）又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域（当該報告金融機関等が特定をしたものに限る。）と異なる国又は地域に関する情報に限る。）とする。

一 四 省 略

五 当該特定対象者（特定取引を行った者に限る。）が令第六条の第十四第

一項第一号に掲げる者に該当するかどうかに関する事項

3 | 第十六条の三第十一項の規定は、令第六条の五第六項において準用する

令第六条の三第二十一項の規定を適用する場合について準用する。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特

に限る。）において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。

5 同 上

（届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第十六条の五の二 同 上

2 同 上

一 四 同 上

五 当該特定対象者（特定取引を行った法人に限る。）が令第六条の十四

第一項に規定する政令で定める者に該当するかどうかに関する事項

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特

（定手続）

第十六条の六 第十六条の三第九項の規定は令第六条の六第十六項において準用する令第六条の三第十八項第二号ロに規定する総務省令、財務省令で定める法人について、第十六条の三第十項の規定は令第六条の六第十六項において準用する令第六条の三第二十一項に規定する総務省令、財務省令で定める情報について、第十六条の三第十一項の規定は令第六条の六第十六項において準用する令第六条の三第二十一項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

2 省 略

3 令第六条の六第十八項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とし、同項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める期間は、当該各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 省 略

二 前号に掲げる書類（以下この号において「確認書類」という。）に基づき行つた確認を記録した書類 報告金融機関等が当該確認書類の提出又は提示を受けた日から五年

（報告金融機関等とされる者の要件）

第十六条の七 令第六条の七第一項に規定する総務省令、財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 令第六条の七第一項第三号に掲げる者（信託会社で既に次号に定める要件を満たしたものを除く。） その営業所等を通じて特定取引（令第六条の八第一号ニ（資金決済に関する法律第二条第五項第三号に掲げる

ものに係る部分に限る。）に掲げる特定取引に限る。）が行われること。

二 令第六条の七第一項第三号に掲げる者（信託会社で既に前号に定める要件を満たしたものを除く。以下この号において「金融商品取引業者等」という。） 平成二十三年一月一日（海外投資家等特例業務届出者又は

は移行期間特例業務届出者（それぞれ同項第三号に規定する海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。）にあつては、平成三十年一月一日）以後に開始する事業年度のうち連続する三事業年度（当該金融商品取引業者等が個人である場合には、平成二十四年分（海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特

（定手続）

第十六条の六 第十六条の三第九項の規定は令第六条の六第十六項において準用する令第六条の三第十九項第二号ロに規定する総務省令、財務省令で定める法人について、第十六条の三第十項の規定は令第六条の六第十六項において準用する令第六条の三第二十二項に規定する総務省令、財務省令で定める情報について、第十六条の三第十一項の規定は令第六条の六第十六項において準用する令第六条の三第二十二項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 前号に掲げる書類（以下この号において「確認書類」という。）に基づき行つた確認を記録した書類 報告金融機関等が当該確認書類の提出又は提示を受けた日から五年

（報告金融機関等とされる者の要件）

第十六条の七 同 上

一 令第六条の七第一項第三号に掲げる者 平成二十三年一月一日（海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者（それぞれ同号に規定する海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。）にあつては、平成三十年一月一日）以後に開始する事業年度のうち連続する三事業年度（その者が個人である場合には、平成二十四年分（海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者にあつては、平成三十年分）以後の年分のうち連続する三年間）において、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

例業務届出者にあつては、平成三十年分）以後の年分のうち連続する三年間）において、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ (1)に掲げる金額のうちに(2)に掲げる金額の占める割合（当該金融商品取引業者等以外の者が(2)の金銭等につき(2)の特定取引を行った者に役務を提供した場合において、当該提供した役務の対価の合計額に相当する金額（イにおいて「特定金額」という。）が(1)に掲げる金額に含まれていないときは、(1)に掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額のうちに(2)に掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額の占める割合）が百分の二十以上であること。

(1) 当該金融商品取引業者等の収入金額の合計額

(2) 当該金融商品取引業者等の特定取引（令第六条の八第一号チから又までに掲げるものに限る。）に係る契約に基づき管理する金銭等（金銭若しくは電子決済手段、有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。次号ロ及び第十六条の九第二項第六号において同じ。）又は資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引に関して預託をするものに限る。）をいう。）につき当該特定取引を行った者に提供した役務の対価の合計額

ロ

(1)に掲げる金額のうちに(2)に掲げる金額の占める割合（当該金融商品取引業者等以外の者が(2)の行為を行った場合において、当該行為に係る収入金額に相当する金額（ロにおいて「特定金額」という。）が(1)に掲げる金額に含まれていないときは、(1)に掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額のうちに(2)に掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額の占める割合）が百分の五十以上であること。

(1) 当該金融商品取引業者等の収入金額の合計額

(2) 当該金融商品取引業者等の金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

第二條第二十二項各号に掲げる行為に係る収入金額の合計額

三 令第六条の七第一項第四号から第六号までに掲げる者 平成二十三年

一月一日（同項第四号に掲げる法人、同項第五号に掲げる者に係る同号に規定する組合若しくは団体又は同項第六号に掲げる者に係る同号に規定する信託（以下この号において「投資法人等」といい、その財産の運

イ その者の収入金額の合計額のうちに特定取引（令第六条の八第一号

トからリまでに掲げるものに限る。）に係る契約に基づき管理する金銭又は有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。次号及び第十六条の九第二項第五号において同じ。）につき当該特定取引を行った者に提供した役務の対価の合計額の占める割合が百分の二十以上であること。

ロ その者の収入金額の合計額のうちに金融商品取引法第二条第八項各

号に掲げる行為及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二條第二十二項各号に掲げる行為に係る収入金額の合計額の占める割合が百分の五十以上であること。

二 令第六条の七第一項第四号から第六号までに掲げる者 平成二十三年

一月一日（同項第四号に掲げる法人、同項第五号に掲げる者に係る同号に規定する組合若しくは団体又は同項第六号に掲げる者に係る同号に規定する信託（以下この号において「投資法人等」といい、その財産の運

用を海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が同項第四号に規定する投資運用業として行う場合に限る。）にあつては、平成三十年一月一日）以後に開始する当該投資法人等に係る事業年度又は計算期間のうち連続する三事業年度又は三計算期間において、イに掲げる金額のうち口に掲げる金額の占める割合（当該投資法人等以外の者（当該組合又は団体にあつては当該組合又は団体に係る同項第五号に掲げる者以外の者とし、当該信託にあつては当該信託に係る同項第六号に掲げる者以外の者とする。）がロの投資を行った場合において、当該投資に係る収入金額に相当する金額（以下この号において「特定金額」という。）がイに掲げる金額に含まれていないときは、イに掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額のうち口に掲げる金額に当該特定金額の合計額を加算した金額の占める割合）が百分の五十以上であること。

イ 当該投資法人等の収入金額の合計額

- ロ 当該投資法人等の有価証券又はデリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第十六条の九第二項第六号及び第七号並びに第十六条の第十二項第一号ワにおいて同じ。）に係る権利に対する投資に係る収入金額の合計額
- 2 令第六条の七第二項に規定する総務省令、財務省令で定める日は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 前項第一号に掲げる者で同号に定める要件を満たしたものの 其の営業所等を通じて同号に規定する特定取引が行われた日の前日
- 二 前項第二号又は第三号に掲げる者でそれぞれ同項第二号又は第三号に定める要件を満たしたものの 其の者が最初にそれぞれ同項第二号又は第三号に定める要件を満たした期間の末日から二年を経過した日の属する年の十二月三十一日

- 3 第一項第二号又は第三号に掲げる者がそれぞれ同項第二号又は第三号に定める要件を満たすことにより報告金融機関等に該当することとなつた場合には、その者は、特定取引（令第六条の八第一号ニに掲げる取引（次条第一項第二号及び第十六条の第十二項第一号において「特定電子決済手段等取引」という。）を除く。以下この項において同じ。）を行う際、当該報告金融機関等との間で当該特定取引を行う者がそれを認識することが

用を海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が同項第四号に規定する投資運用業として行う場合に限る。）にあつては、平成三十年一月一日）以後に開始する当該投資法人等に係る事業年度又は計算期間のうち連続する三事業年度又は三計算期間において、当該投資法人等の収入金額の合計額のうち到有価証券又はデリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第十六条の九第二項第五号において同じ。）に係る権利に対する投資に係る収入金額の合計額の占める割合が百分の五十以上であること。

- 2 令第六条の七第二項に規定する総務省令、財務省令で定める日は、同項に規定する者が最初に前項の要件を満たした期間の末日から二年を経過した日の属する年の十二月三十一日とする。

- 3 第一項の要件を満たすことにより報告金融機関等に該当することとなつた者は、特定取引を行う際、当該報告金融機関等との間で当該特定取引を行う者がそれを認識することができるよう必要な措置を講じておかねばならない。

できるように必要な措置を講じておかなければならない。

（特定取引の範囲）

第十六条の八 令第六条の八各号列記以外の部分に規定する総務省令、財務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 令第六条の八第一号イ、ロ若しくはホからチまでに掲げる取引又は同条第四号に定める取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は同法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約若しくは同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約

ロ・ハ 省 略

二 特定電子決済手段等取引のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものに係るもの

イ 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行われる特定電子決済手段等取引に係る契約において、当該特定電子決済手段等取引に係る特定電子決済手段等勘定（当該報告金融機関等の営業所、事務所その他これらに類するものに設定される当該特定電子決済手段等取引に係る特定電子決済手段等（令第六条の八第一号ニ(1)又は(2)に掲げるものをいう。ロにおいて同じ。）の管理に係る勘定をいう。ロにおいて同じ。）の残高の合計額が上限額（百万円に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。）以下であることが定められていること。

ロ イの報告金融機関等において、イの特定電子決済手段等勘定に係る上限額を超える特定電子決済手段等を保有しないための技術的措置が講じられていること。

ハ イの報告金融機関等の営業所等の長において、イの特定電子決済手段等取引を行う際、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める確認が行われること。

(1) 当該特定電子決済手段等取引を行う際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（ハにお

（特定取引から除かれる取引等）

第十六条の八 同 上

一 令第六条の八第一号イ、ロ若しくはニからトまで又は同条第四号に掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約、同法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約又は同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約

ロ・ハ 同 上

いて「本人確認規定」という。）の適用がある場合 当該本人確認規定による確認

- (2) 当該特定電子決済手段等取引を行う際に本人確認規定の適用がない場合（犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第三項の規定の適用がある場合を除く。）(1)に定める確認に相当する確認
- 三 令第六条の八第一号ホからトまでに掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ 保険契約（令第六条の八第一号ホに規定する保険契約をいう。ロ及び次条第二項第八号において同じ。）又は共済に係る契約（令第六条の八第一号へに規定する共済に係る契約をいう。ロ及び次条第二項第八号において同じ。）であつて、年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金を支払う旨の定めがないもの（期間の限定がなく、人の死亡を事由として支払が行われるものであつて、かつ、保険料又は共済掛金を一時に払い込むことを内容とするものを除く。）

ロ 省 略

- 四 令第六条の八第一号チに掲げる取引又は同条第四号に定める取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ 信託に係る契約であつて、その受益権が振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関をいう。第七号において同じ。）によつて取り扱われるもの又はその受益権を表示する有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券をいう。同号において同じ。）若しくは同法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利（同法第二条第三項に規定する第一項有価証券に該当するものに限る。）が金融商品取引業者等（同法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。同号において同じ。）を通じて取得されるもの

ロ 社債、株式等の振替に関する法律第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、金融商品取引法第四十三条の二第二項の規定による信託に係る契約、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百十二条の五第一項に規定する商品顧客区分管理信託に係る契約、同令第四百四十三条の二第一項に規定する顧客区分管理信託に係る契約、金融商品取引業等に関する内閣府

- 二 令第六条の八第一号ニからヘまでに掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ 保険契約（令第六条の八第一号ニに規定する保険契約をいう。ロ及び次条第二項第六号において同じ。）又は共済に係る契約（令第六条の八第一号ホに規定する共済に係る契約をいう。ロ及び次条第二項第六号において同じ。）であつて、年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金を支払う旨の定めがないもの（期間の限定がなく、人の死亡を事由として支払が行われるものであつて、かつ、保険料又は共済掛金を一時に払い込むことを内容とするものを除く。）

ロ 同 上

- 三 令第六条の八第一号ト又は同条第四号に掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ 信託に係る契約であつて、その受益権が振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関をいう。第六号において同じ。）によつて取り扱われるもの又はその受益権を表示する有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券をいう。同号において同じ。）が金融商品取引業者等（同法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。同号において同じ。）を通じて取得されるもの

ロ 社債、株式等の振替に関する法律第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、金融商品取引法第四十三条の二第二項の規定による信託に係る契約、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百十二条の五第一項に規定する商品顧客区分管理信託に係る契約、同令第四百四十三条の二第一項に規定する顧客区分管理信託に係る契約、金融商品取引業等に関する内閣府

令等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第十一号）附則第二条第一項第一号の規定による信託に係る契約、資金決済に関する法律第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約、同法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約又は商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第一号若しくは第九十八条の三第一項第一号の規定による信託に係る契約

ハ 省 略

五| 令第六条の八第一号リに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律第六十九条の二第三項本文（同法第二百二十一条及び第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の六第三項本文、第三百三十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第六百六十七条第三項本文（同法第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）又は第九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの

六| 令第六条の八第一号リ又は又に掲げる取引のうち、第一号イ若しくはハに掲げるもの又は次に掲げるものに係るもの

イ・ロ 省 略

七| 令第六条の八第二号に定める取引のうち、第四項各号に掲げるもの（以下この号において「株式等」という。）が振替機関によつて取り扱われるもの又は株式等に係る権利を表示する有価証券若しくは金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利（同法第二条第三項に規定する第一項有価証券に該当するものに限る。）が金融商品取引業者等を通じて取得されるものに係るもの

八| 令第六条の八各号に定める取引のうち、次に掲げるものに係るもの
イ 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて令第六条の八各号に定める取引を行う者（内国法人に限るものとし、特定組合員等に相当する者を除く。）が遺産法人等（当該遺産法人等に係る被相続人の居住地国が我が国である場合における当該遺産法人等に限る。）である

令等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第十一号）附則第二条第一項第一号の規定による信託に係る契約、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約、同法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約又は商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一号及び第九十八条の三第一項第一号の規定による信託に係る契約

ハ 同 上

四| 令第六条の八第一号チに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律第六十九条の二第三項本文（同法第二百二十一条及び第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の六第三項本文、第三百三十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第六百六十七条第三項本文（同法第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの

五| 令第六条の八第一号チ又はリに掲げる取引のうち、第一号イ若しくはハに掲げるもの又は次に掲げるものに係るもの

イ・ロ 同 上

六| 令第六条の八第二号に掲げる取引のうち、次項に掲げるもの（以下この号において「株式等」という。）が振替機関によつて取り扱われるもの又は株式等に係る権利を表示する有価証券が金融商品取引業者等を通じて取得されるものに係るもの

七| 令第六条の八各号に掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの
イ 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて当該取引を行う者（内国法人に限るものとし、特定組合員等に相当する者を除く。）が遺産法人等（当該遺産法人等に係る被相続人の居住地国が我が国である場合における当該遺産法人等に限る。）である場合における当該取引

場合における当該各号に定める取引に係る契約

ロ 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて令第六条の八各号に定める取引に係る契約を締結していた者（個人に限るものとし、特定組合員等である者を除く。ロにおいて同じ。）が死亡した場合において、当該個人に係る遺産（当該各号に定める取引に係る契約に係るものに限る。）が遺産法人等であるとき（当該報告金融機関等が当該個人の死亡診断書、死体検案書その他当該個人の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写しのいずれかを取得しているときに限る。）における当該各号に定める取引に係る契約

2| 令第六条の八第一号二(1)に規定する総務省令、財務省令で定めるものは、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第二条第二項に規定する前払式支払手段とする。

3| 令第六条の八第一号二(2)に規定する総務省令、財務省令で定めるものは、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第二条第一項に規定する財産的価値とする。

4| 省 略

（特定取引を行う特定法人の範囲）

第十六条の九 省 略

2 令第六条の九第一項第十号イに規定する総務省令、財務省令で定める所得は、次に掲げる所得（第三号及び第四号に掲げる所得にあつては、事業から生ずるものを除く。）とする。

一 四 省 略

五 暗号資産等（法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等という。次号において同じ。）に係る所得（同号及び第七号に掲げる所得を除く。）

六 有価証券若しくはデリバティブ取引に係る権利又は暗号資産等（有価証券を除く。）の譲渡による所得

七 デリバティブ取引の決済により生ずる所得

八 十三 省 略

（特定取引を行う特定法人に係る実質的支配者の範囲）

第十六条の十 省 略

に係る契約

ロ 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて当該取引に係る契約を締結していた者（個人に限るものとし、特定組合員等である者を除く。ロにおいて同じ。）が死亡した場合において、当該個人に係る遺産（当該取引に係る契約に係るものに限る。）が遺産法人等であるとき（当該報告金融機関等が当該個人の死亡診断書、死体検案書その他当該個人の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写しのいずれかを取得しているときに限る。）における当該取引に係る契約

2| 同 上

（特定法人の範囲）

第十六条の九 同 上

2 同 上

一 四 同 上

五 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利の譲渡による所得

六 十一 同 上

（実質的支配者）

第十六条の十 同 上

(電磁的方法)

第十六条の十一 法第十条の五第九項に規定する総務省令、財務省令で定める方法は、送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報（次項において「記載情報」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法とする。

2 省 略

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第十六条の十二 令第六条の十四第一項第一号に規定する組合等として総務省令、財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 その法第十条の五第八項第六号イに規定する組合契約に基づく権利が外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。第三号において同じ。）において売買されている法第十条の五第八項第六号イに掲げる組合

二 前号に掲げる組合に準ずる事業体

三 その受益権が外国金融商品市場において売買されている法第十条の五第八項第六号ハに掲げる信託

2| 令第六条の十四第一項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める法人は、法人で次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 三 省 略

3| 省 略

4| 令第六条の十四第一項第一号イに規定する総務省令、財務省令で定めるものは、上場法人（令第六条の九第一項第一号に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）と法人等（法人又は組合等をいう。以下第七項までにおいて同じ。）との間に次に掲げる関係がある場合における当該法人等（当該法人等が組合等に該当する場合には、当該組合等に係る特定組合

(電磁的方法)

第十六条の十一 法第十条の五第九項に規定する総務省令、財務省令で定める方法は、送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項及び次項において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報（次項において「記載情報」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法とする。

2 同 上

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第十六条の十二

2| 令第六条の十四第一項に規定する総務省令、財務省令で定める法人は、法人で次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 三 同 上

2| 同 上

員等とし、令第六条の九第一項第二号に掲げる法人を除く。）とする。

一 当該上場法人による当該法人等に対する直接又は間接の支配関係に準ずる関係

二 同一の法人等による当該上場法人及び当該法人等に対する直接又は間接の支配関係に準ずる関係

5 前項各号に規定する直接又は間接の支配関係に準ずる関係とは、一方の法人等と他方の法人等との間に当該他方の法人等が次に掲げる法人等に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一 当該一方の法人等による他の法人等に対する支配関係に準ずる関係がある場合における当該他の法人等

二 前号に掲げる法人等又は当該一方の法人等及び同号に掲げる法人等による他の法人等に対する支配関係に準ずる関係がある場合における当該他の法人等

三 前号に掲げる法人等又は当該一方の法人等及び前二号に掲げる法人等による他の法人等に対する支配関係に準ずる関係がある場合における当該他の法人等

6 前項各号に規定する他の法人等に対する支配関係に準ずる関係がある場合とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。

一 次に掲げる当該他の法人等の区分に応じそれぞれ次に定めるものを有する場合（組合（法第十条の五第八項第六号イに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。）にあつては当該組合の組合財産として有する場合とし、準組合（組合に準ずる事業体をいう。以下この項において同じ。）にあつては当該準組合の準組合財産（組合の組合財産に準ずるものをいう。以下この項において同じ。）として有する場合とし、信託にあつては当該信託の信託財産として有する場合とする。）

イ 他の法人 当該他の法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資

ロ 他の組合 当該他の組合の組合財産に対する持分の割合が百分の五十を超える場合における当該持分

ハ 他の準組合 当該他の準組合の準組合財産に対する持分の割合が百分の五十を超える場合における当該持分

ニ 他の信託 当該他の信託の受益権の総額の百分の五十を超える金額

の受益権

- 二 次に掲げる当該他の法人等の区分に応じそれぞれ次に定める議決権の総数の百分の五十を超える数を有する場合（組合にあつては当該組合の組合財産として株式等（イに掲げる他の法人の株式若しくは出資、ロに掲げる他の組合の組合財産に対する持分、ハに掲げる他の準組合の準組合財産に対する持分又はニに掲げる他の信託の受益権をいう。以下この号において同じ。）を有することにより当該株式等に係る議決権を有する場合とし、準組合にあつては当該準組合の準組合財産として株式等を有することにより当該株式等に係る議決権を有する場合とし、信託にあつては当該信託の信託財産として株式等を有することにより当該株式等に係る議決権を有する場合とする。）
- イ 他の法人 当該他の法人の議決権の総数（当該議決権を行使することができない法人税法第二条第十四号に規定する株主等有する当該議決権の数を除く。）
- ロ 他の組合 当該他の組合の組合員の議決権の総数（当該議決権を行使することができない組合員が有する当該議決権の数を除く。）
- ハ 他の準組合 当該他の準組合の準組合員（組合の組合員に準ずる者をいう。ハにおいて同じ。）の議決権の総数（当該議決権を行使することができない準組合員が有する当該議決権の数を除く。）
- ニ 他の信託 当該他の信託の受益者の議決権の総数（当該議決権を行使することができない受益者が有する当該議決権の数を除く。）
- 7 令第六条の十四第一項第一号ロに規定する総務省令、財務省令で定めるものは、上場組合等（同号に規定する上場組合等をいう。以下この項において同じ。）と法人等との間に次に掲げる関係がある場合における当該法人等（当該法人等が組合等に該当する場合には、当該組合等に係る特定組合員等）とする。
- 一 当該上場組合等による当該法人等に対する直接又は間接の支配関係に準ずる関係
- 二 同一の法人等による当該上場組合等及び当該法人等に対する直接又は間接の支配関係に準ずる関係
- 8 前項各号に規定する直接又は間接の支配関係に準ずる関係があるかどうかの判定については、第五項及び第六項の規定を準用する。
- 9 令第六条の十四第一項第二号に規定する総務省令、財務省令で定めると

ころにより計算した金額は、判定期間（その年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日において終了する九十日の期間をいう。以下この項及び次項第一号ヲにおいて同じ。）ごとに、各判定期間の日における同条第一項第二号の特定取引に係る特定取引契約資産額の合計額を九十で除してそれぞれ計算した金額とする。

10|

法第十条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 報告対象契約（法第十条の六第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この項及び次項において同じ。）が同条第二項第一号又は第二号に掲げる契約に該当する場合 次に掲げる事項

イ 省 略

ロ 当該報告対象契約に係る特定取引を行った者（当該報告対象契約に係る特定取引を行った者が特定信託受託者である場合には、当該特定信託受託者。ロにおいて同じ。）の特定居住地位国（法第十条の六第一項に規定する特定居住地位国をいう。ロ、ハ及びホにおいて同じ。）の名称及び当該特定居住地位国（外国に限る。）において当該特定取引を行った者の納税者番号がある場合には、当該納税者番号（報告金融機関等が保有している場合に限る。）

ハ 当該報告対象契約に係る特定取引を行った者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者（特定居住地位国が報告対象国である者に限る。ハ及びロ(3)において同じ。）があるときは、次に掲げる事項

(1) 当該実質的支配者に係るイ及びロに掲げる事項

(2) 当該実質的支配者と当該特定法人との関係（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第二十条第一項第二十四号に掲げる関係に該当するものに限る。）

ニ 省 略

ホ 当該報告対象契約に係る特定取引が令第六条の八第一号チに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者（特定居住地位国が報告対象国である者に限る。）に係るイ及びロに掲げる事項

ヘ 当該報告対象契約に係る特定取引が次に掲げる特定取引である場合には、それぞれ次に定める事項

(1) 令第六条の八第三号に定める特定取引 当該特定取引に係る契約

3|

同上

一 報告対象契約（法第十条の六第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この条において同じ。）が法第十条の六第二項第一号又は第二号に掲げる契約に該当する場合 次に掲げる事項

イ 同 上

ロ 当該報告対象契約に係る特定取引を行った者（当該報告対象契約に係る特定取引を行った者が特定信託受託者である場合には、当該特定信託受託者。ロにおいて同じ。）の特定居住地位国（法第十条の六第一項に規定する特定居住地位国をいう。以下この号において同じ。）の名称及び当該特定居住地位国（外国に限る。）において当該特定取引を行った者の納税者番号がある場合には、当該納税者番号（報告金融機関等が保有している場合に限る。）

ハ 当該報告対象契約に係る特定取引を行った者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者（特定居住地位国が報告対象国である者に限る。）があるときは、当該実質的支配者に係るイ及びロに掲げる事項

ニ 同 上

ホ 当該報告対象契約に係る特定取引が令第六条の八第一号トに掲げる信託に係る契約の締結である場合には、当該信託の受益者（特定居住地位国が報告対象国である者に限る。）に係るイ及びロに掲げる事項

を締結している者が当該特定取引に係る報告金融機関等（令第六条の七第一項第五号に掲げる者に限る。）に係る同項第五号に規定する組合又は団体に係る(2)(i)から(iv)までに掲げる者に相当する者に該当する旨

(2) 令第六条の八第四号に定める特定取引 当該特定取引に係る契約を締結している者が当該特定取引に係る報告金融機関等（令第六条の七第一項第六号に掲げる者に限る。）に係る同項第六号に規定する信託に係る次に掲げる者に該当する旨

(i) 当該信託の委託者

(ii) 当該信託の受託者

(iii) 当該信託の受益者

(iv) 当該信託に係る(i)から(iii)までに掲げる者以外の者

ト
次に掲げる要件の全てを満たす届出書等（届出書等が提出されている場合には、直近に提出されたものに限る。）が提出されているか否かの別

(1) 次に掲げる者のいずれかの署名があること又はその他の方法により当該報告対象契約に係る特定取引を行った者により提出されたものであることが明確であること。

(i) 当該特定取引を行った者（当該特定取引を行った者が法人である場合には、その代表者その他の現に当該特定取引の任に当たっていた個人）

(ii) 当該特定取引を行った者の代理人

(2) 当該報告対象契約に係る特定取引を行った者に係る第十六条の二第一項第一号に規定する特定取引を行う者に係る同号及び同項第二号に規定する特定取引を行う者に係る同号（当該特定取引を行った者の納税者番号につき同条第二項の規定の適用がある場合には、当該納税者番号に係る部分を除く。）に掲げる事項（当該特定取引を行った者に係る同条第一項第二号に規定する特定取引を行う者の居住地位国が報告対象国以外の国又は地域である場合には、当該居住地位国及び当該居住地位国における当該特定取引を行った者の納税者番号に係る部分を除く。）の記載があること。

(3) 当該報告対象契約に係る特定取引を行った者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときは、当該

実質的支配者に係る第十六条の二第一項第一号及び第二号（当該実質的支配者の納税者番号につき同条第二項の規定の適用がある場合には、当該納税者番号に係る部分を除く。）に掲げる事項（当該実質的支配者の居住地国が報告対象国以外の国又は地域である場合には、当該居住地国及び当該居住地国における当該実質的支配者の納税者番号に係る部分を除く。）の記載があること。

(4) 前号の場合において、同号の特定法人が内国法人であり、かつ、同号の実質的支配者の居住地国が報告対象国であるときは、当該特定法人に係る第十六条の二第一項第八号に掲げる事項の記載があること。

(5) その提出を受けた年月日の記載があること。

チ 当該報告対象契約が二以上の者と報告金融機関等との間で締結されているものであるか否かの別（当該報告対象契約が二以上の者と報告金融機関等との間で締結されているものである場合には、当該二以上の者の数を含む。）

リ 省 略

ヌ 当該報告対象契約に係る特定取引が次に掲げる特定取引の種類のうちいずれかに該当する旨

(1) 令第六条の八第一号イからニまでに掲げる特定取引

(2) 令第六条の八第一号ホからトまでに掲げる特定取引

(3) 令第六条の八第一号チからヌまでに掲げる特定取引

(4) 令第六条の八第二号から第四号までに定める特定取引

ル 当該報告対象契約に係る特定取引が令第六条の二第三項に規定する新規特定取引（同項の規定の適用を受けたものを除く。）又は既存特定取引（同項の規定の適用を受けた同項に規定する新規特定取引を含む。）のいずれかに該当する旨

ヲ その年の十二月三十一日における当該報告対象契約に係る資産（当該報告対象契約に係る特定取引のうちに特定電子決済手段等取引及び特定電子決済手段等取引以外の特定取引に該当するものがあり、かつ、判定期間ごとに、各判定期間内の日における当該報告対象契約に係る特定電子決済手段等取引に係る特定取引契約資産額（令第六条の三第二十四項第三号に規定する特定取引契約資産額をいう。以下この号において同じ。）の合計額を九十で除してそれぞれ計算した金額がそ

～|
同上

ト|
額
その年の十二月三十一日における当該報告対象契約に係る資産の価

の年中のいずれの日においても百万円を超えなかった場合における当該特定電子決済手段等取引に係る資産を除く。ワにおいて同じ。）の価額

ワ その年における当該報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額（当該報告対象契約に係るデリバティブ取引の決済による収入金額を含むものとし、その年における暗号資産等報告対象契約（当該報告対象契約に係る特定取引を行った者が法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等で当該報告対象契約に係る特定取引に係る報告金融機関等に該当するものとの間で締結している法第十条の十第一項に規定する報告対象契約をいう。）に係る同項に規定する報告事項に該当するものを除く。）及びその種別

カ
ヲ及びワに掲げる事項の金額を表示する通貨の種類
ヨ 省 略

二 省 略

11| 令第六条の十四第四項の規定により読み替えて適用される法第十条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、前項第一号（ヲを除く。）に定める事項及び報告対象契約の終了の事実とする。この場合において、同号ワ中「資産の」とあるのは、「資産（当該報告対象契約に係る特定取引のうちに特定電子決済手段等取引及び特定電子決済手段等取引以外の特定取引に該当するものがあり、かつ、判定期間（その年の一月一日から当該報告対象契約が終了した日までのいずれかの日において終了する九十日の期間をいう。ワにおいて同じ。）ごとに、各判定期間内の日における当該報告対象契約に係る特定電子決済手段等取引に係る特定取引契約資産額の合計額を九十で除してそれぞれ計算した金額がその年中のいずれの日においても百万円を超えなかった場合における当該特定電子決済手段等取引に係る資産を除く。）の」とする。

12| 第十項第一号ワに規定する資産の運用、保有又は譲渡による収入金額の種別は、次に掲げるものとする。

一・二 省 略

三 第十六条の九第二項第六号及び第七号に掲げる所得に係る収入金額

四 省 略

13| 第十項第一号ヲに規定する資産の価額及び同号ワに規定する資産の運用、保有又は譲渡による収入金額は、外国通貨で表示されたものにあつては

チ その年における当該報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額及びその種別

リ
ト及びチに掲げる事項の金額を表示する通貨の種類
ヌ 同 上

二 同 上

4| 令第六条の十四第四項の規定により読み替えて適用される法第十条の六第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、前項第一号（トを除く。）に掲げる事項及び報告対象契約の終了の事実とする。

5| 第三項第一号チに規定する資産の運用、保有又は譲渡による収入金額の種別は、次に掲げるものとする。

一・二 同 上

三 第十六条の九第二項第五号に掲げる所得に係る収入金額

四 同 上

6| 報告対象契約に係る資産の価額及び資産の運用、保有又は譲渡による収入金額は、外国通貨で表示されたものにあつては、外国通貨で表示された

、外国通貨で表示された金額（同号フに規定する資産が電子決済手段であり、かつ、その価額が外国通貨で表示されたものである場合には、その価額をその表示された外国通貨の金額とみなす。以下この項において同じ。）又は外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示に換算した金額とする。この場合において、外国通貨（当該電子決済手段である場合には、この項前段の規定により外国通貨の金額とみなされるときにおける当該外国通貨）の本邦通貨への換算は、その年の十二月三十一日（当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額にあつては、その年の十二月三十一日又はその支払の確定した日）における外国為替の売買相場により行うものとする。

14| 報告金融機関等が電子情報処理組織（法第十条の六第一項第一号に規定する電子情報処理組織をいう。第十六条の十九第八項において同じ。）を使用して報告事項（法第十条の六第一項に規定する報告事項をいう。次項及び次条第二項第五号において同じ。）を法第十条の六第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定の例による。

15| 省 略

（報告金融機関等による記録の作成及び保存）

第十六条の十三 省 略

2 法第十条の八第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出書等の提出に関する次に掲げる事項

イ ハ 省 略

二 当該届出書等の提出が令第六条の三第五項、第九項若しくは第十一項若しくは法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定により同条第一項の規定による届出書の提出若しくは同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求又は同条第六項の規定による異動届出書の提出の要求によるものである場合には、その旨

二 法第十条の五第二項の特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

イ 令第六条の三第五項、第九項又は第十一項の規定により法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による届出

金額又は外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示に換算した金額とする。この場合において、外国通貨の本邦通貨への換算は、その年の十二月三十一日（報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額にあつては、その年の十二月三十一日又はその支払の確定した日）における外国為替の売買相場により行うものとする。

7| 報告金融機関等が法第十条の六第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する報告事項（次項及び次条第二項第五号において「報告事項」という。）を法第十条の六第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定の例による。

8| 同 上

（記録の作成及び保存）

第十六条の十三 同 上

2 同 上

一 同 上

イ ハ 同 上

二 当該届出書等の提出が令第六条の三第五項、第九項若しくは第十一項若しくは法第十条の五第七項の規定において準用する同条第六項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求又は同条第六項の規定による異動届出書の提出の要求によるものである場合には、その旨

二 同 上

イ 令第六条の三第五項、第九項又は第十一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求に関する次に掲げる事項

書の提出及び書類の提示の要求に関する次に掲げる事項

(1) 省 略

(2) 当該要求を行つた法第十条の五第二項各号の特定取引を行つた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(3) 省 略

(4) 当該要求を行つた場合において、これらの届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、その旨

ロ 法第十条の五第二項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

(1) 省 略

(6) 当該特定が行われ、又は行われなかつた特定取引を行つた者が法第十条の五第二項第二号に掲げる者である場合には、その旨

三 省 略

四 法第十条の五第七項において準用する同条第六項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定に関する次に掲げる事項

イ 法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定により同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求に関する次に掲げる事項

(1) 省 略

ロ 法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

(1) 省 略

(7) 当該特定が行われ、又は行われなかつた特定取引を行つた者が法第十条の五第二項第二号に掲げる者である場合には、その旨

五 省 略

3 法第十条の八第二項に規定する総務省令、財務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定取引の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 省 略

二 令第六条の八第一号ハ又はトに掲げる特定取引 当該特定取引が行われた日

(暗号資産等取引を行う者の届出書の提出等)

(1) 同 上

(2) 当該要求を行つた法第十条の五第二項の特定取引を行つた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(3) 同 上

(4) 当該要求を行つた場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、その旨

ロ 同 上

(1) 同 上

三 同 上

四 同 上

イ 法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求に関する次に掲げる事項

(1) 同 上

ロ 同 上

(1) 同 上

五 同 上

3 同 上

一 同 上

二 令第六条の八第一号ハ又はトに掲げる特定取引 当該特定取引が行われた日

第十六条の十四 法第十条の九第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十条の九第一項各号に掲げる者（同項各号に掲げる者が特定組合員等（同条第五項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この項及び第十六条の十九第四項第一号において同じ。）である場合には、当該各号の暗号資産等取引（法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。以下第十六条の二十までにおいて同じ。）をその業務として行う当該特定組合員等に係る組合等（法第十条の九第五項第六号イからハまでに掲げるものをいう。次号ロ及び第十六条の十九第四項第一号において同じ。））。次号及び第三号において同じ。）の氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

二 法第十条の九第一項各号に掲げる者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの）の居住地国（同条第五項第七号に規定する居住地国をいう。以下この項及び第五項、次条第一項及び第五項並びに第十六条の十六第二項において同じ。）の名称及び当該居住地国（外国に限る。）においてその者の納税者番号がある場合には、当該納税者番号

イ 当該各号に掲げる者が特定組合員等（法第十条の九第五項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者に限る。イ及び第四号並びに第十六条の十九第四項第二号において「特定信託受託者」という。）である場合 当該特定信託受託者

ロ 当該各号に掲げる者（当該各号に掲げる者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとし、当該各号に掲げる者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。第五号において同じ。）が遺産法人等（遺産の準拠法によつて被相続人の遺産が法第十条の九第五項第七号イに規定する法人等とされるものをいう。ロ及び第五号並びに第十六条の十九第四項第一号ロにおいて同じ。）である場合 当該遺産法人等に係る被相続人

三 法第十条の九第一項各号に掲げる者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域と前号の居住地国とが異なる場合には、その事情の詳細

四 法第十条の九第一項各号に掲げる者が特定組合員等である場合には、当該特定組合員等の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（当該特定組合員等が特定信託受託者である場合には、その

旨を含む。)

五 法第十条の九第一項各号に掲げる者が遺産法人等である場合には、当該遺産法人等に係る被相続人の氏名、その死亡の時における住所及び生年月日

六 法第十条の九第一項各号に掲げる者が特定法人（同条第五項第四号に規定する特定法人をいう。以下第十六条の十九までにおいて同じ。）である場合には、その旨

七 前号の場合において、同号の特定法人に係る実質的支配者（法第十条の九第五項第五号に規定する実質的支配者をいう。以下第十六条の十九までにおいて同じ。）があるときは、当該実質的支配者に係る第一号から第三号までに掲げる事項

八 前号の場合において、同号の特定法人が内国法人であり、かつ、同号の実質的支配者の居住地国が外国であるときは、当該特定法人の法人番号（当該特定法人が法人番号を有する場合に限る。）

九 法第十条の九第一項各号に掲げる者が令第六条の二十四第一項において準用する令第六条の十四第一項第一号に掲げる者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

十 その他参考となるべき事項

2 前項第二号又は第七号に掲げる事項（納税者番号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）については、当該納税者番号が、当該納税者番号を発行した国又は地域の法令により報告暗号資産交換業者等（法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下第十六条の二十までにおいて同じ。）に提供することができないこととされている場合には、その旨を記載することにより、それぞれ前項第二号又は第七号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3 報告暗号資産交換業者等の営業所等（法第十条の九第五項第二号に規定する営業所等をいう。次条第一項第三号及び第十六条の十九第四項第五号において同じ。）の長は、法第十条の九第一項各号に掲げる者から同項の規定による届出書の提出を受けたときは、当該届出書に記載されている事項がその提出の際にその者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と合致していることを確認しなければならない。

4 第十六条の二第四項及び第五項の規定は、令第六条の十五第一項において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書

類について準用する。この場合において、第十六条の二第四項第一号中「報告金融機関等」とあるのは「報告暗号資産交換業者等（法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下同じ。）」と、同項第二号ロ及び同条第五項各号中「報告金融機関等」とあるのは「報告暗号資産交換業者等」と読み替えるものとする。

- 5 | 第十六条の二第六項の規定は、法第十条の九第一項の規定による届出書の提出をする者（内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。）が法人番号を有する場合について準用する。この場合において、第十条の二第六項中「その提出する報告金融機関等」とあるのは「法第十条の九第一項の規定による届出書を提出する同条第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等」と、「同条第一項の特定取引を行う」とあるのは「その提出の」と、「当該報告金融機関等」とあるのは「当該報告暗号資産交換業者等」と、「令第六条の二第一項の規定による前項」とあるのは「令第六条の十五第一項において準用する令第六条の二第一項の規定による第十六条の十四第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 6 | 令第六条の十五第二項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、第一項各号（第十号を除く。）に掲げる事項とする。

（暗号資産等取引に係る届出書を提出した者等の異動届出書の提出等）

第十六条の十五 法第十条の九第二項に規定する届出書に記載された事項に係る同項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項第二号に掲げる事項（同号に規定する法第十条の九第一項各号に掲げる者の居住地国に係る部分に限る。）
- 二 前条第一項第六号に掲げる事項
- 三 前条第一項第七号に掲げる事項（特定法人（法第十条の九第二項の報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行つた際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該特定法人に係る実質的支配者につき当該報告暗号資産交換業者等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行つていた場合その他令第六条の十七第一項において準用する令第六条の五第二項に規定する総務省令、財務省令で定める場合における当該特定法人に限る

。次号において同じ。）に実質的支配者があるかどうかに係る部分に限る。）

四 前条第一項第七号に掲げる事項（特定法人に係る実質的支配者に係る同項第二号に掲げる事項（当該実質的支配者の居住地国に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）

五 前条第一項第九号に掲げる事項（令第六条の二十四第一項において準用する令第六条の十四第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかに係る部分に限る。）

2 法第十条の九第二項に規定する異動届出書（以下この項及び第五項並びに第十六条の二十において「異動届出書」という。）に記載すべき法第十条の九第二項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、同項に規定する異動を生じた後の前条第一項各号に掲げる事項及び法第十条の九第二項の規定により異動届出書を提出する者がその異動を生じた場合に該当することとなる前に提出した同条第四項に規定する届出書等（次条第二項及び第十六条の二十第二項において「届出書等」という。）に記載した事項（その異動を生じたものに限る。）とする。

3 前条第三項の規定は、法第十条の九第三項において準用する同条第一項後段の規定を適用する場合について準用する。

4 前条第四項の規定は、令第六条の十六第一項において準用する令第六条の十五第一項（令第六条の二第一項の規定を準用する部分に限る。）の規定により読み替えられた令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。

5 前条第五項の規定は、法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者（内国法人である特定法人に限る。）が同条第二項に規定する異動を生じた場合（その異動を生じた後の当該特定法人に係る実質的支配者の居住地国が外国である場合に限る。）に該当することにより異動届出書を提出する場合について準用する。

（暗号資産等取引に係る届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第十六条の十六 法第十条の九第四項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。

2 法第十条の九第四項に規定する総務省令、財務省令で定める情報は、報

告暗号資産交換業者等が保存している記録に追加される情報のうち、届出書等（当該届出書等に係る第十六条の十四第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）に規定する他の書類を含む。）若しくは当該報告暗号資産交換業者等による特定対象者（法第十条の九第一項に規定する特定対象者をいう。以下この項及び第十六条の二十において同じ。）の住所等所在地国（法第十条の九第四項に規定する住所等所在地国をいう。以下この項、第十六条の十九第四項第二号及び第十六条の二十において同じ。）と認められる国若しくは地域の特定の基因となつた書類若しくはこれらの記載事項のうち次に掲げる事項に係るもの（これらに関して作成された記録を含む。）が真実かつ正確であるものでないことを知り、若しくは知り得る状態であつたと認められることとなり、又は当該特定の基因となつた住所等所在地国情報（第四項において準用する第十六条の三第十四項各号及び第五項において準用する第十六条の三第十五項各号に掲げる情報をいう。）及び本店所在地国情報（第十六条の三第五項第一号中「令第六条の三第十項に規定する法人既存特定取引契約者等（次号において「法人既存特定取引契約者等」とあるのを「暗号資産等取引（法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。以下この号において同じ。）を行った法人（暗号資産等取引を行った法人が同項第六号に規定する特定組合員等である場合には、当該暗号資産等取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る同号イからハまでに掲げるもの。次号において「法人暗号資産等取引契約者等」と、同項第二号中「法人既存特定取引契約者等（法第十条の五第八項第六号ハ」とあるのを「法人暗号資産等取引契約者等（法第十条の九第五項第六号ハ」と、同号イ中「第十条の五第八項第七号イ」とあるのを「第十条の九第五項第七号イ」と、同号ロ中「第十条の五第八項第六号ハ」と読み替えた場合における同項各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める場所をいう。）に関する状況の変化（当該特定対象者の次に掲げる事項に関連し、又は当該事項の内容と矛盾する情報を追加する結果となるものを含む。）を示すもの（当該報告暗号資産交換業者等が当該情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をする場合には、当該特定をする前における当該特定対象者の居住地位国（当該届出書等に記載されたものに限る。）又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域（当該報告暗号資産交換業者等が特定をしたものに限る。）と異なる国又は

地域に関する情報に限る。）とする。

一 当該特定対象者（特定法人に係る実質的支配者を除く。）の居住地国又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域

二 当該特定対象者（暗号資産等取引を行つた法人に限る。）が特定法人に該当するかどうかに関する事項

三 当該特定対象者（特定法人に限る。）に実質的支配者があるかどうかに関する事項

四 当該特定対象者（特定法人に係る実質的支配者に限る。）の居住地国又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域

3| 五 当該特定対象者（暗号資産等取引を行つた者に限る。）が令第六条の二十四第一項において準用する令第六条の十四第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかに関する事項

3| 第十六条の三第六項の規定は、令第六条の十七第一項において準用する令第六条の五第二項に規定する総務省令、財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第十六条の三第六項中「報告金融機関等」とあるのは、「法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等」と読み替えるものとする。

4| 第十六条の三第十四項の規定は、令第六条の十七第一項において準用する令第六条の五第二項に規定する現在の住所又は居所その他の総務省令、財務省令で定める情報について準用する。この場合において、第十六条の三第十四項第一号中「居住地国」とあるのは「法第十条の九第五項第七号に規定する居住地図」と、同項第四号中「自動送金指図」とあるのは「自動送金指図（暗号資産等取引（法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。次号において同じ。）に係る契約に係る資産のうちから継続的に送金（これに準ずるものを含む。）をするための指図をいう。（一）と、同項第五号中「代理権」とあるのは「暗号資産等取引に係る契約に係る代理権」と読み替えるものとする。

5| 第十六条の三第十五項の規定は、令第六条の十七第一項において準用する令第六条の五第二項に規定する郵便局又は外国における郵便局に相当するものの所在地その他の総務省令、財務省令で定める情報について準用する。この場合において、第十六条の三第十五項第一号中「報告金融機関等」とあるのは「報告暗号資産交換業者等（法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。次号において同じ。）」と、「特

「特定取引」とあるのは「暗号資産等取引（同項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「報告金融機関等」とあるのは「報告暗号資産交換業者等」と、「特定取引」とあるのは「暗号資産等取引」と読み替えるものとする。

6| 第十六条の三十第十項の規定は令第六条の十七第二項において準用する令第六条の三第二十一項に規定する総務省令、財務省令で定める情報について、第十六条の三第二十一項の規定は令第六条の十七第二項において準用する令第六条の三第二十一項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第十六条の三十第十項中「第十条の五第一項」とあるのは「第十条の九第一項」と、「第十条の五第二項」とあるのは「第十条の九第四項」と、「特定法人の」とあるのは「法第十条の九第五項第四号に規定する特定法人の」と、「実質的支配者」とあるのは「同項第五号に規定する実質的支配者」と、同条第十一項中「報告金融機関等は、法第十条の五第二項」とあるのは「報告暗号資産交換業者等（法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。第一号イ(1)において同じ。）は、同条第四項」と、「特定取引を行った者に対し」とあるのは「暗号資産等取引（同条第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。第一号において同じ。）を行った者に対し」と、同項第一号中「第十条の六第二項第一号」とあるのは「第十条の十第二項第一号」と、「特定取引」とあるのは「暗号資産等取引」と、「特定取引契約終了日」とあるのは「暗号資産等取引契約終了日」と、同号イ(1)中「報告金融機関等」とあるのは「報告暗号資産交換業者等」と、「特定取引」とあるのは「暗号資産等取引」と、同項第二号中「特定取引契約終了日」とあるのは「暗号資産等取引契約終了日」と読み替えるものとする。

（暗号資産等取引を行う特定法人の範囲）

第十六条の十七 第十六条の九第二項の規定は、令第六条の二十において準用する令第六条の九第一項第十号イに規定する総務省令、財務省令で定める所得について準用する。

（暗号資産等取引を行う特定法人に係る実質的支配者の範囲）

第十六条の十八 第十六条の十の規定は、法第十条の九第五項第五号に規定する総務省令、財務省令で定める者について準用する。

(報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供)

第十六条の十九 第十六条の十二第一項の規定は、令第六条の二十四第一項において準用する令第六条の十四第一項第一号に規定する組合等として総務省令、財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第十六条の十二第一項第一号中「第十条の五第八項第六号イ」とあるのは、「第十条の九第五項第六号イ」と、同項第三号中「第十条の五第八項第六号ハ」とあるのは「第十条の九第五項第六号ハ」と読み替えるものとする。

2 | 第十六条の十二第二項及び第三項の規定は、令第六条の二十四第一項において準用する令第六条の十四第一項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める法人について準用する。

3 | 第十六条の十二第四項から第六項までの規定は令第六条の二十四第一項において準用する令第六条の十四第一項第一号イに規定する総務省令、財務省令で定めるものについて、第十六条の十二第七項及び第八項の規定は同号ロに規定する総務省令、財務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「令第六条の九第一項第一号」とあるのは「令第六条の二十において準用する令第六条の九第一項第一号」と、「組合等を」とあるのは「組合等（法第十条の九第五項第六号イからハまでに掲げるものをいう。以下この項及び第七項において同じ。）を」と、「特定組合員等」とあるのは「特定組合員等（法第十条の九第五項第六号に規定する特定組合員等をいう。第七項において同じ。）」と、「令第六条の九第一項第二号」とあるのは「令第六条の二十において準用する令第六条の九第一項第二号」と、同条第六項第一号中「第十条の五第八項第六号イ」とあるのは「第十条の九第五項第六号イ」と、同条第七項中「同号」とあるのは「令第六条の二十四第一項において準用する令第六条の十四第一項第一号」と読み替えるものとする。

4 | 法第十条の十第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、報告対象契約（同項に規定する報告対象契約をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

一 当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行つた者（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの。次号において同じ。）の氏名、住所（ロに定める者にあつては、その者の死亡の時における住所）及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

- イ 当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者が特定組合員等である場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該報告対象契約に係る暗号資産等取引をその業務として行った当該特定組合員等に係る組合等契約に係る暗号資産等取引を行った者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとし、当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。）が遺産法人等である場合 当該遺産法人等に係る被相続人
- 二 当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者（当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者が特定信託受託者である場合には、当該特定信託受託者。以下この号において同じ。）の特定居住地国（法第十条の十第一項に規定する特定居住地国をいう。以下この号及び次号において同じ。）の名称及び当該特定居住地国（外国に限る。）において当該暗号資産等取引を行った者の納税者番号がある場合（第十六条の十四第二項の規定の適用がある場合を除く。）には、当該納税者番号（法第十条の九第四項の規定により特定された当該暗号資産等取引を行った者の住所等所在地国と認められる国又は地域の納税者番号にあつては、報告暗号資産交換業者等が保有している場合に限る。）
- 三 当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行った者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者（特定居住地国が法第十条の十第二項第一号に規定する報告対象国である者に限る。）があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該実質的支配者に係る前二号に掲げる事項
 - ロ 当該実質的支配者と当該特定法人との関係（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第二十条第一項第二十四号に掲げる関係に該当するものに限る。）
- 四 前号の場合において、同号の特定法人が内国法人であるときは、当該特定法人の法人番号（当該特定法人が法人番号を有する場合に限る。）
- 五 その年において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて行われた当該報告対象契約に係る法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等売買等に係る暗号資産等（同号に規定する暗号資産等をいう。以下第七項までにおいて同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

イ 暗号資産等の名称

ロ 暗号資産等の売却（本邦通貨又は外国通貨を対価として行われるものに限り、特定電子支払手段（次に掲げるものをいう。ハ及び第七項において同じ。）との交換による暗号資産等の譲渡を含む。）以下この号、第六項第一号及び第七項第一号において同じ。）の対価の額（当該売却に係る取引手数料がある場合には、当該取引手数料の額を控除した残額）の合計額、売却をした暗号資産等の総数量及び暗号資産等の売却の件数の合計数

(1) 資金決済に関する法律第二十五条第一号から第三号までに掲げるもの

(2) 資金決済に関する法律第二十六条に規定する物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために特定の者に対して使用することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている同条第七項に規定する通貨建資産に限るものとし、(1)に掲げるもの、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権その他これらに類するものを除く。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することが出来るもの

ハ 暗号資産等の購入（本邦通貨又は外国通貨を対価として行われるものに限り、特定電子支払手段との交換による暗号資産等の取得を含む。ハ及びチ、第六項第二号並びに第七項第一号において同じ。）の対価の額（当該購入に係る取引手数料がある場合には、当該取引手数料の額を控除した残額）の合計額、購入をした暗号資産等の総数量及び暗号資産等の購入の件数の合計数

ニ 他の暗号資産等との交換による譲渡をした暗号資産等の公正市場価値額（当該譲渡に係る取引手数料がある場合には、当該取引手数料の額を控除した残額）の合計額及び総数量並びにその譲渡の件数の合計数

ホ 他の暗号資産等との交換による取得をした暗号資産等の公正市場価値額（当該取得に係る取引手数料がある場合には、当該取引手数料の額を控除した残額）の合計額及び総数量並びにその取得の件数の合計

数

ヘ 移転をした暗号資産等（ロの売却及びニの交換による譲渡をした暗号資産等のいずれにも該当しないものであり、かつ、物品購入等（物品その他の財産的価値の購入、譲受け、借受けその他の方法による受入れ又は役務の提供を受けることをいう。ヘにおいて同じ。）の対価の額（その対価の支払が外国通貨で行われる場合には、当該物品購入等の時における外国為替の売買相場により、本邦通貨表示の金額に換算した金額）が五百万円を超える場合における当該物品購入等の対価として支払われるものに限る。）の公正市場価値額の合計額及び総数量並びにその移転の件数の合計数

ト

移転をした暗号資産等（当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行つた者の暗号資産等勘定（当該報告暗号資産交換業者等の営業所、事務所その他これらに類するものに設定される暗号資産等の管理に係る勘定をいう。ト及びチにおいて同じ。）からその者の他の暗号資産等勘定への移転をしたものを除くものとし、ロの売却、ニの交換による譲渡及びヘの移転をした暗号資産等のいずれにも該当しないものに限る。トにおいて同じ。）に係る次に掲げる事項

(1) 移転をした暗号資産等の公正市場価値額の合計額及び総数量並びにその移転の件数の合計数

チ

(2) 移転をした暗号資産等のその移転の種類（当該報告暗号資産交換業者等がその移転の種類を把握するために必要な情報を保有している場合におけるその移転の種類に限る。）ごとに、その名称及び(1)に掲げる事項

受入れをした暗号資産等（当該報告対象契約に係る暗号資産等取引を行つた者の他の暗号資産等勘定からその者の暗号資産等勘定に受入れをしたものを除くものとし、ハの購入及びホの交換による取得をした暗号資産等のいずれにも該当しないものに限る。チにおいて同じ。）に係る次に掲げる事項

ニ

(1) 受入れをした暗号資産等の公正市場価値額の合計額及び総数量並びにその受入れの件数の合計数

(2) 受入れをした暗号資産等のその受入れの種類（当該報告暗号資産交換業者等がその受入れの種類を把握するために必要な情報を保有している場合におけるその受入れの種類に限る。）ごとに、その名

称及び(1)に掲げる事項

移転をした暗号資産等が次に掲げる暗号資産等の区分に応じそれぞれ次に定める勘定に受入れをされたものである場合（当該報告暗号資産交換業者等がその受入れをされたものであることを把握するために必要な情報を保有している場合に限る。）には、それぞれ次に掲げる暗号資産等の公正市場価値額の合計額及び総数量

(1) 暗号資産等（資金決済に関する法律第十四項に規定する暗号資産に限る。(1)において同じ。） 同条第十六項に規定する暗号資産交換業者及び同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者以外の者において設定される暗号資産等の管理に係る勘定

(2) 暗号資産等（資金決済に関する法律第五項第四号に掲げるものに限る。(2)において同じ。） 同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）及び同法第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者以外の者において設定される暗号資産等の管理に係る勘定

(3) 暗号資産等（金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するもの（資金決済に関する法律第十四項各号に掲げる財産的価値に限る。）に限る。(3)において同じ。） 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者及び外国金融商品取引業者（同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同法第二十九条の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて金融商品取引業を行う者をいう。）以外の者において設定される暗号資産等の管理に係る勘定

前号に掲げる事項の金額を表示する通貨の種類
その他参考となるべき事項

5 | 前項第五号ニからリまでに規定する公正市場価値額とは、次の各号に掲げる暗号資産等の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 | 前項第五号ニの交換による譲渡をした暗号資産等 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ | 当該譲渡をした暗号資産等に係る当該譲渡の時における売買価格（前項第五号の報告暗号資産交換業者等が暗号資産等の種類ごとにその売買の価格として合理的な方法（当該方法が二以上ある場合には、い

ずれかの方法に限る。)を継続して適用することにより算出した金額をいう。以下この項において同じ。)がある場合 当該売買価格

ロ 当該譲渡により交換した他の暗号資産等に係る当該譲渡の時ににおける売買価格がある場合(イに掲げる場合を除く。) 当該売買価格

二 前項第五号ホの交換による取得をした暗号資産等 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該取得をした暗号資産等に係る当該取得の時ににおける売買価格がある場合 当該売買価格

ロ 当該取得により交換した他の暗号資産等に係る当該取得の時ににおける売買価格がある場合(イに掲げる場合を除く。) 当該売買価格

三 前項第五号ヘ、ト若しくはリの移転又は同号チの受入れ(以下この号において「移転等」という。)をした暗号資産等 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該移転等をした暗号資産等に係る当該移転等の時ににおける売買価格がある場合 当該売買価格

ロ 当該移転等の時ににおいて前項第五号の報告暗号資産交換業者等の会計帳簿に当該移転等をした暗号資産等と同種類の暗号資産等の価額が記載されていた場合(イに掲げる場合を除く。) その記載されていた当該同種類の暗号資産等の価額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 当該移転等をした暗号資産等に係る当該移転等の時ににおける売買価格に準ずるものとして暗号資産等の種類ごとに合理的と認められる方法(当該方法が二以上ある場合には、そのうち最も合理的と認められる方法)により算出した金額

第四項第五号において、暗号資産等の移転又は受入れがそれぞれ第一号若しくは第三号又は第二号若しくは第四号に掲げるものに該当するかどうかの判定は、当該移転又は受入れの時ににおいて同項第五号の報告暗号資産交換業者等が入手可能な情報に基づき当該移転又は受入れがそれぞれ第一号若しくは第三号又は第二号若しくは第四号に掲げるものに該当すると認められるかどうかにより行うものとする。

一 暗号資産等の売却

二 暗号資産等の購入

三 暗号資産等の他の暗号資産等との交換による譲渡

四 暗号資産等の他の暗号資産等との交換による取得

7| 報告対象契約に係る次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める額は、外国通貨で表示されたものにあつては、外国通貨で表示された金額又は外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示に換算した金額（特定電子支払手段のうちその価額が外国通貨で表示されたものにあつては、その価額をその表示された外国通貨の金額とみなして、本邦通貨表示に換算した金額）とする。この場合において、外国通貨の本邦通貨への換算は、当該各号に掲げる行為の時における外国為替の売買相場により行うものとする。

一| 第四項第五号ロ又はハの暗号資産等の売却又は購入 これらの対価の額

二| 第四項第五号ニからリまでの交換による譲渡若しくは取得又は移転若しくは受入れ これらの行為をした暗号資産等のこれらの規定に規定する公正市場価値額

8| 第十六条の二十四第四項の規定は報告暗号資産交換業者等が電子情報処理組織を使用して報告事項（法第十条の十一第一項に規定する報告事項をいう。次条第二項第三号において同じ。）を法第十条の十一第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続について、第十六条の二十五第四項の規定は法第十条の十一第一項に規定する総務省令、財務省令で定める方法について、第十六条の二十六第四項の規定は法第十条の十一第一項に規定する総務省令、財務省令で定める記録の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、第十六条の二十五第五項中「報告事項」とあるのは、「法第十条の十一第一項に規定する報告事項」と読み替えるものとする。

（報告暗号資産交換業者等による記録の作成及び保存）

第十六条の二十 報告暗号資産交換業者等は、法第十条の九第一項の規定による届出書の提出若しくは同条第二項の規定による異動届出書の提出を受けた場合、同条第四項の規定による要求をした場合又は同項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行った場合には、次項各号に掲げる事項に関する記録を、文書、電磁的記録又はマイクログフィルムを用いて作成しなければならない。

2| 法第十条の十二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出書等の提出に関する次に掲げる事項
 - イ 当該届出書等の提出を受けた年月日
 - ロ 当該届出書等に記載された事項（当該届出書等を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて前項の記録に添付する場合を除く。）
 - ハ 当該届出書等の提出が法第十条の九第四項の規定による異動届出書の提出の要求によるものである場合には、その旨
- 二 法第十条の九第四項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項
 - イ 法第十条の九第四項の規定による異動届出書の提出の要求に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該要求の基因となつた新情報（法第十条の九第四項に規定する新情報をいう。(1)において同じ。）を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細
 - (2) 当該要求を行つた年月日及び行つた手続の内容
 - (3) 当該要求を行つた法第十条の九第四項の届出書等を提出した者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (4) 報告暗号資産交換業者等が(3)の届出書等を提出した者に係る暗号資産等取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号
 - (5) 当該要求を行つた場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、その旨
 - ロ 法第十条の九第四項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該特定を行つた年月日及び行つた手続の内容
 - (2) 当該特定を行つた暗号資産等取引に係る特定対象者（イ(3)の届出書等を提出した者を除く。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (3) 当該特定が行われた場合には、当該特定が行われた国又は地域の名称及びその特定の基礎となつた情報
 - (4) 当該特定が行われなかつた場合には、その旨
- 三 報告事項を提供した年月日及びその報告事項
- 四 前条第四項第五号りの受入れに係る識別子又は当該識別子を特定するに足りる記号番号

五 前各号に掲げる事項のうち法第十条の十一の規定の適用に係るものがある場合には、次に掲げる事項

イ 当該事項につき法第十条の十一の規定の適用がないものとした場合における前各号に掲げる事項

ロ 当該事項に係る特定行為（法第十条の十一第一項の規定によりなかつたものとされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことをいう。ロにおいて同じ。）の内容及び当該特定行為が同条第一項又は第二項の主たる目的の一つとして行われたものであることについての事情の詳細

六 その他参考となるべき事項

（提出物件の留置き、返還等）

第十六条の二十一 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第十条の十三第二項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

（相手国等からの個人番号の受領）

第十六条の二十二 省 略

2 前項の受領は、国税庁長官が、同項の相手国等税務当局から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の二十五の項又は五十七の項の下欄に掲げる事務の処理に関し必要な情報を受領する旨の合意をした後に、当該合意により定めるところにより行うものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第十六条の十五第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続に関する経過措置）

第二条 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「新規則」という。）第

（提出物件の留置き、返還等）

第十六条の十四 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第十条の九第二項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

（相手国等からの個人番号の受領）

第十六条の十五 同 上

2 前項の受領は、国税庁長官が、同項の相手国等税務当局から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の十七の項又は三十八の項の下欄に掲げる事務の処理に関し必要な情報を受領する旨の合意をした後に、当該合意により定めるところにより行うものとする。

十六条の三第十一項（新規則第十六条の五の二三項及び第十六条の六第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規則第十六条の三第十一項各号に掲げる場合に該当することとなる場合（同項第一号イ(1)に掲げる頻度にあつては、同項の報告金融機関等が施行日以後に同号イ(1)の事項に変更又は追加があることを知った場合に該当することとなる場合に限る。）について適用し、施行日前に改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の三第十一項（同令第十六条の六第一項において準用する場合を含む。）に規定する特定をした日から二年を経過する日が到来した場合については、なお従前の例による。

（報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置）

第三条 新規則第十六条の二十項から第十三項までの規定は、施行日以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この項において「改正法」という。）第十六条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「新法」という。）第十條の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。次項において同じ。）との間でその新法第十條の五第八項第二号に規定する営業所等を通じて新法第十條の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る報告事項（同項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。）の提供について適用し、施行日前の各年の十二月三十一日において改正法第十六条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第十條の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて旧法第十條の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

2 | **報告金融機関等が施行日以後に新法第十條の六第一項の規定により報告事項（同項の規定により提供すべき期限が令和九年四月三十日及び令和十年四月三十日であるものに限る。）の提供をする場合における新規則第十六條の二十項及び第二十一項の規定の適用については、同條第二十項第一**

号中「場合 次に掲げる事項」とあるのは、「場合 次に掲げる事項（報告金融機関等が保有する令第六条の三第二十四項第四号に規定する特定取引データベースに当該報告対象契約に係る特定取引（令和七年十二月三十一日以前に行われたものに限る。）を行った者に係るハ（②に係る部分に限る。）又はヘに掲げる事項が記録されていない場合には、その記録されていない事項を除く。）」とする。
